

**医師の働き方改革の施行に伴う  
医療提供体制（救急医療）への影響を把握するための調査実施要綱**

**1. 目的**

令和6年4月1日から医師に対する時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、地域医療の確保に影響を及ぼすことが懸念されている。特に救急医療においては、大学病院等から宿直、日直勤務を行う医師の応援を受けて診療体制を維持している医療機関も多いことから、宿日直許可が取れないために、大学病院等から医師を引き上げられ、医療提供体制を縮小せざるを得なくなることが懸念される。

このため、救急医療における医師の働き方改革の施行に伴う医療提供体制への影響を把握し、構想区域地域医療構想調整会議において救急医療体制の協議を促進することを目的に下記のとおり影響度調査を実施する。

**2. 調査対象施設**

都道府県の医療計画で第二次救急医療機関以上に位置付けられている全ての医療機関

**3. 回答方法**

下記URLまたQRコードよりアクセスの上、**WEBで回答**。

[https://docs.google.com/forms/d/1loX\\_m1UGd6DzX-mh9eNmKV02IyGJ7-r0CIIsZ9HcB0To/edit](https://docs.google.com/forms/d/1loX_m1UGd6DzX-mh9eNmKV02IyGJ7-r0CIIsZ9HcB0To/edit)

**4. 回答期限**

令和5年6月19日（月）



**5. 実施主体**

福岡県保健医療介護部医療指導課

**6. 問合せ先**

福岡県医師会地域医療課 担当：小川 TEL：092-431-4564

**7. 調査内容**

**(1) 基本情報**

①二次医療圏名		④救急告示指定の有無	
②施設名		⑤常勤医師数	
③保険医療機関番号		⑥年間の救急当番日数	
⑦当番日の救急患者数（診療時間外）： 総数（人）、1日当たりの平均人数（人）		総数	1日当たり平均
⑧当番日以外の救急患者数（診療時間外）： 総数（人）、1日当たりの平均人数（人）		総数	1日当たり平均

(2) 2025年に向けた具体的対応方針

2025年に向けた具体的対応方針（救急）							
医療機関としての役割							
高度急性期		急性期		回復期		慢性期	
R4.7.1	2025年	R4.7.1	2025年	R4.7.1	2025年	R4.7.1	2025年

「○」は、常勤職員のみで担っている場合

「□」は、非常勤職員を含めて対応している場合

「△」は、非常勤職員のみで対応している場合

(3) 医師の働き方改革に向けた取組み

①令和6年度に予定している水準を選択してください（複数選択可）

1. A水準 ⇒④へ      2. B水準 ⇒②へ      3. 連携B水準 ⇒③へ  
 4. C-1水準 ⇒④へ      5. C-2水準 ⇒④へ

② B水準を予定している診療科をご記入ください。

③連携 B水準を予定している診療科をご記入ください。

④宿日直許可の取得状況について、該当するものを選択してください。

1. 取得済み      2. 申請中      3. 申請準備中      4. 取得困難  
 5. 許可は得られなかった      6. 取得の必要性がない

⑤貴院に所属する医師のうち、副業・兼業先を含めた年間時間外・休日労働時間数が令和5年3月までの実績に基づき、1,860時間（月平均155時間）を超える医師がいる場合、人数と診療科をご記入ください。

\_\_\_\_\_人：診療科 [ \_\_\_\_\_ ]

#### (4) 医師の働き方改革に伴う地域医療（救急医療）への影響

令和6年4月以降の救急患者受入体制（※）（見込）について、医師の働き方改革による医師の派遣状況等を踏まえ、該当するものを選択し、その理由をご記入ください。

(1) 平日の日勤帯の受入体制 1. 拡大 2. 維持 3. 縮小 4. 不明 理由 [ ]
(2) 平日の宿直帯の受入体制 1. 拡大 2. 維持 3. 縮小 4. 不明 理由 [ ]
(3) 土・日・祝日の宿日直帯の受入体制 1. 拡大 2. 維持 3. 縮小 4. 不明 理由 [ ]

※救急患者受入体制：救急自動車及び転院による搬送受入、その他（ウォークイン）患者を受け入れる体制のこと。

#### 8. 回答要領

(1). 「(1) 基本情報」について

ア. 各項目の調査対象期間は以下の通りとする。

「④救急告示指定の有無」、「⑤常勤医師数」は、令和5年4月1日時点とする。

「⑥年間の救急当番日数」、「⑦当番日の救急患者数（診療時間外）」、「⑧当番日以外の救急患者数（診療時間外）」は、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの実績とする。

イ. 「⑥年間の救急当番日数」とは、通常診療時間外に救急患者の受入体制を整えている日をいう。（厚生労働省が実施する「救急医療提供体制の現況調べ」と同様の取扱い。）

イ-1 診療時間内外の判断は、来院時間を基準にすること。

イ-2 輪番制の診療を実施している病院においては、当番表等で担当病院として指定されている日のこととし、当番日が当番表等によって明確

になっていない体制の病院の場合は、救急患者の受入体制を整えている日のことを指すこととする。

イ-3 日数の数え方は、平日・休日の夕方から翌朝までで1日、休日の朝から夕方までで1日とする。

(2). 「(2) 2025年に向けた具体的対応方針」について

令和4年7月に福岡県が実施した「2025年に向けた具体的対応方針」の「(2) 医療機関としての役割」の「⑥現在担っている役割」と「⑦2025年における役割」で回答した内容を転記すること。

(3). 「(3) 医師の働き方改革に向けた取組み」について

「④宿日直許可の取得状況」は、回答日時点の状況を記入すること。

## 9. 結果

地域医療構想調整会議において報告する。